

# 国際生命科学研究機構と食品安全委員会委員との懇談会

## 議 事 次 第

1. 日 時： 平成19年4月5日(木) 15:30~17:10

2. 場 所： 食品安全委員会7階委員会室

3. 出席予定者：(敬称略)

(国際生命科学研究機構)

・サントリー(株)

(社)農林水産先端技術産業振興センター 調査広報部長 橋本昭栄

・ノボザイム(株)研究開発部バイオテクノロジー課長 高木忍

・ダウ・ケミカル日本(株)登録部バイオサイエンスグループ  
プロジェクトマネージャー

姫島正樹

・デュポン(株)バイオテクノロジー事業部 事業部長 笠井美恵子

・デュポン(株)バイオテクノロジー事業部 マネージャー 早川孝彦

・ネスレ日本(株)生産本部学術課 課長 町田千恵子

・アサヒビール(株)未来技術研究所 副主任研究員 切田雅信

・シンジェンタシード(株)バイオテクノロジー登録部 部長 眞鍋忠久

・日本モンサント(株)バイオ規制・環境部 部長 中井秀一

・日本モンサント(株)代表取締役社長 山根精一郎

・バイエルクロップサイエンス(株)登録センター部  
バイオサイエンスグループリーダー

在田典弘

・味の素(株)品質保証部製品評価グループ 専任部長 唐澤昌彦

・(株)ファスマック 代表取締役社長 布藤聡

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、廣瀬委員、野村委員、畑江委員

(食品安全委員会事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、國枝評価課長、吉岡勸告広報課長、  
酒井情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、  
猿田評価調整官

4. 議 事

(1) 委員長挨拶

(2) 出席者紹介

(3) 国際生命科学研究機構からの説明及び意見交換

国際生命科学研究機構概要

日米欧の規制のギャップ

遺伝子組換え食品(種子植物)の審査効率化への提案

5．意見交換の主な発言（　：国際生命科学研究機構側、　：委員及び事務局側）

専門調査会の審査過程における申請者からのヒアリングについて

：専門調査会の審査の過程に申請者からのヒアリングの機会を与えていただきたい。飼料や環境安全性評価では既にヒアリングが導入されており審査の迅速化に役立っている。ヒアリングにより、質問を直接聞き回答をすることで、審査の迅速化が図られ、また、仮にその場で回答できなくても、コメントの内容を正確に把握出来るため、回答書の精度が向上し、審査の迅速化が図られると考える。

：現在、専門調査会からの指摘事項については、専門調査会終了後、各専門委員に指摘内容を確認し、リスク管理機関を通じて、通常は2週間以内に申請者に伝えていと認識している。また、専門調査会の議事録については、専門調査会終了後1か月程度を目安に、必要な箇所についてはマスキングした上で、公開している。

指摘内容について事務局に問い合わせがあれば説明も行っている。今後も、審議の内容が正確に伝わるよう努めていきたい。

なお、専門調査会の専門委員と申請者との直接的なヒアリングについては、食品安全委員会における審査の中立公正性を確保すること等の観点から、適当でないと考える。

：専門調査会の議事録は約1ヶ月後に公開されているため、もう少し、迅速化を図れないか。申請者からのヒアリングは、こちらのデータをきちんと説明させていただくためであり、中立公正性に反するものではないと思う。

：ヒアリングそのものの意義を否定はしないが、その前に、申請書に記載されている説明が不十分なことがあるのが問題である。その場合、評価する側（専門委員）に大きな負担がかかる。

：申請書によって、分かりやすいものと分かりにくいものがある。食品安全委員会が何故設立されたのか、この立場をご理解いただきたい。審議結果をもっと早くして欲しいければ、早めに申請するなど、お互いに努力が必要だと考える。

：申請者と専門委員だけでなく、事務局が理解することも必要であり、口頭で説明するより、まず文書としてきちんとした説明が記載されていることが重要である。議事録の早い公表には努めているが、各専門委員への確認も必要であり、多少の時間はかかる。

：ヒアリングが難しいことは理解できた。我々も努力をしているが、とても専門性が高く、自分たちだけでは、理解できないこともあり、不十分な点があるのも認識している。

今後、申請書のクオリティを高めていきたい。

：非公開で実施された専門調査会の場合、議事録の委員の名前がマスキングされている。氏名でなく記号でも良いので、一連の質問の流れが把握できるようにして欲しい。

：議事録を読めば、審議の一連の流れや、論点は分かると思う。

：無記名の方が率直に発言しやすいという専門委員もいる。意見募集の際、たく

さんの意見を出して欲しい。

#### 掛け合わせ品種の審査について

：掛け合わせ品種の審査は、両親の性質に相互作用がないものは交配後代種として取り扱い、審査不要としていただきたい。すでに19種の掛け合わせ品種が安全性確認済みで、十分な事例が蓄積されていると考えられる。今後大幅に増えると考えられる掛け合わせ品種の審査の労力をなくすことで審査の迅速化が図られ、また、今後は親系統の安全性評価の中でどういうものとの掛け合わせなら審査が不要なのかを示していただき、そうした掛け合わせの審査は不要とすることで審査の迅速化が図られると考える。

：掛け合わせ品種については、現在委員会が定めた「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき審査を行っているところである。この中で、両親の性質に変化のないもの（例：害虫抵抗性、除草剤耐性）同士を掛け合わせた品種については、提出された審査資料に基づき安全性評価が必要ないことを確認するのみであり、これらの品目についての審査（平均審査時間：1件あたり1回の調査会で20分から30分）は迅速に行われていると認識しているところである。

更なる掛け合わせ品種の審査の簡略化については、今後、専門調査会の専門委員やリスク管理官庁の意見を聞きながら慎重に検討して参りたいと考えている。

#### 遺伝子組換え飼料に由来する肉・乳・卵に関する安全性の評価について

：肉・乳・卵に関する安全性評価を食品の安全性評価の中で審査していただきたい。同じ遺伝子組換え作物の評価を2領域に分けずに行うことで審査の迅速化が図られると考える。

：現在、食品及び飼料の評価依頼については、申請者から同時に申請が行われたものについては、農水省及び厚労省から同時に食品健康影響評価の諮問が提出されているところであり、本年より食品安全委員会においても一連のものとして取り扱い、効率的な評価に努めているところである。

具体的には、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方（平成16年5月6日食品安全委員会決：別添参照）に基づき専門調査会では審議を行っており、食品を先行して評価し、食品としての安全性に問題がなしとされた場合には、直ちに飼料を経由した畜産物の安全性に係る評価を行っているところである。その際、食品で評価が終了した評価項目については、それを活用し、飼料としての評価が必要な項目についてのみ評価を行っているところであり、共通部分の評価項目について新たな資料の提出は要していないところである。

両者の評価結果については、食品の評価結果が通知された後、可能な限り速やかに飼料の評価結果についても通知できるよう努力しているところである。

：本年からの取組については知らなかった。ありがたく思う。

#### リスクコミュニケーションについて

：審議の迅速化について、事業者の立場として要望されるのは分かるが、消費者の意見も考慮する必要もある。両者の認識をどうやって一致させていくかが肝要であろう。遺伝子組換え食品はみんなに有益な面もあると思うので、そのことを業界

から情報発信していくことも必要であろう。リスクコミュニケーションは全関係者が係わるべきものであり、意見交換会などを活用してはどうか。

：専門委員の質問の意図がわかるように伝えていただきたい。ヒアリングがすべてとは思わないが、飼料等でヒアリングがうまくいっているため、今回提案したもの。リスクコミュニケーションについてご検討いただきたい。

：学会とのコミュニケーションをしてはどうか。陳情でなく、対等にサイエンスの話をする場があっても良いと思う。

：遺伝子組換え食品や照射食品は、消費者にとってのメリットが見えにくい。有益な部分があることを広報する努力も必要ではないかと思う。

：自分たちの世界の中だけにこもりすぎる業界もある。これが消費者に有益なのだということを、是非消費者、事業者に向かって訴えかけてやって欲しい。それが管理機関を動かすことにもなると思う。

：バイテク情報普及会という組織では、メディアとの懇談会を開催したり、サイトも持っている。努力はしているが限界もある。是非協力をお願いしたい。